

史跡伊賀国庁跡保存管理計画書

2012

伊賀市教育委員会

序 文

平成の初め、伊賀市においては考古学上の大きな発見があいつぎました。一つは伊賀市南部の城之越遺跡で見つかった、貼り石を施し、立石を配した泉から流れ出る大溝祭祀遺構であり、古代の祭祀儀礼が執り行われた貴重な遺跡として平成5年に国の名勝および史跡に指定され、遺跡公園として整備を実施し、遺構の実物を現在でもご覧いただいております。

ほぼ同時期に伊賀市北部の坂之下地内において、規則的に配置された平安時代の大型建物群が見つかり、伊賀国府跡の中心建物群であるとの評価を得ることができました。伊賀国府跡は、長く旧府中村のほぼ中央の「万町の沖」と称せられる広大な平地に所在するとされていましたが、発掘調査の結果、柘植川北岸の段丘上の水田で見つかり、律令体制下における下国の国庁跡の実態をよく示す事例として、地元の皆様のご理解を得て、平成21年7月には国史跡に指定されました。

本計画書は、国民共有の財産である史跡伊賀国庁跡を適切に保護し、その価値を将来に伝えていく基本計画を記しています。この計画の趣旨を活かし、本市としては史跡を活かしたまちづくりに取り組んでいく所存です。

最後になりましたが、本計画書の策定にあたり終始ご指導、ご助言いただきました史跡伊賀国庁跡保存管理計画策定委員会の皆様、文化庁、三重県教育委員会等の関係機関、そして地元である坂之下区、府中地区の皆様に深く感謝申し上げます。

平成 24 年 3 月

伊賀市教育委員会
教育長 味岡 一典

例 言

- 1 本書は、三重県伊賀市坂之下字国町・前田所在の史跡伊賀国庁跡（平成 21 年 7 月 23 日指定）の保存管理計画書である。
- 2 本計画書の策定事業は、史跡伊賀国庁跡保存管理計画策定委員会を設置し、文化庁文化財部記念物課、三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護室の指導のもと、伊賀市教育委員会が実施した。事業は平成 22 年度、平成 23 年度の 2 ヶ年で実施し、文化庁の国宝重要文化財等保存整備費交付金の交付を受けた。
- 3 史跡伊賀国庁跡保存管理計画策定委員会の委員および指導機関等は、以下のとおりである。

委 員	山中敏史（委員長）	奈良文化財研究所客員研究員
	中川 甫（副委員長）	伊賀市文化財保護審議会会長（地元代表）
	稲森眞文	府中地区住民自治協議会（地元代表）
	藤井清春	坂之下区代表（地元代表）
	坂井秀弥	奈良大学文学部文化財学科教授
	寺崎保広	奈良大学文学部史学科教授
	栗野 隆	東京農業大学地域環境科学部助教

指導機関

文化庁文化財部記念物課史跡部門

文化財調査官 山下信一郎

三重県教育委員会社会教育・文化財保護室

室 長 野原宏司

副室長 上村安生

技 師 伊藤文彦

事 務 局

伊賀市教育委員会 教育長 味岡一典

事務局長 前田明伸（平成 23 年度）

西岡幸彦（平成 22 年度）

生涯学習課長 児玉泰清（平成 23 年度）

槇田ちえみ（平成 22 年度）

文化財係長 福田典明

主 査 福島伸孝

- 4 本書の執筆・編集は史跡伊賀国庁跡保存管理計画策定委員会の指導を受け、伊賀市教育委員会事務局生涯学習課が担当した。なお、図面作成、資料収集等については、(株)イビソクの補助を得た。

目次

序文	
例言	
第1章 目的と経過	1
第1節 保存管理計画の目的	1
(1) 伊賀国庁跡の発見とその意義	1
(2) 保存管理計画の目的	1
第2節 保存管理計画策定にいたる経緯	3
第3節 保存管理計画の策定	4
(1) 委員会の設置とその体制	4
(2) 保存管理計画策定の経過	4
第2章 史跡伊賀国庁跡の概要	6
第1節 伊賀市の概要	6
(1) 総論	6
(2) 地勢	6
(3) 気候	6
(4) 産業	6
(5) 交通	6
(6) 文化財	8
第2節 伊賀国庁跡発見の経緯	10
(1) 伊賀国府跡範囲確認調査の開始	10
(2) 国庁跡の発見	11
第3節 伊賀国庁跡発掘調査の概要	12
(1) 国町地区の主な遺構	12
(2) 追越地区の主な遺構	18
(3) 前田地区の主な遺構	18
(4) 出土遺物の概要	18
第4節 史跡指定にいたる経過と指定地の範囲	19
(1) 史跡指定にいたる経過	19
(2) 指定説明とその範囲	21
第5節 指定地の状況	24
(1) 指定地の現況	24
(2) 指定地及びその周辺の法的規制状況	26
第3章 保存と管理	28
第1節 保存管理の基本方針	28
(1) 基本施策に即した史跡の保存	28
(2) 保存管理の基本的な考え方	28
第2節 史跡の構成要素と地区区分	29
(1) 構成要素	29
(2) 地区区分	29
第3節 保存管理の方法	30
(1) 第1種地区	30
(2) 第2種地区	30
第4節 現状変更等の取扱方針と取扱基準	30
第5節 史跡の公有化	32
第6節 史跡指定地周辺の保護管理指針	33
第7節 公有化途上の保全・管理	33
第4章 公有化完了後の整備・活用	34
第5章 管理・運営体制の整備と今後の課題	35
第1節 管理・運営の方針	35
第2節 管理・運営の方法と体制	35
第3節 今後の課題	36
参考資料	
1 史跡伊賀国庁跡保存管理計画策定委員会規約	
2 史跡伊賀国庁跡指定関係資料	
3 関係法令抄	

挿 図 目 次

第1図	史跡伊賀国庁跡位置図	2
第2図	史跡伊賀国庁跡周辺図	3
第3図	伊賀市域の主要交通路	7
第4図	伊賀市内史跡分布図	8
第5図	伊賀国庁跡発掘調査区位置図	10
第6図	国庁1期遺構配置図	12
第7図	国庁2期遺構配置図	15
第8図	国庁3期遺構配置図	16
第9図	国庁4期遺構配置図	17
第10図	坂之下地区・外山地区地形図	22
第11図	伊賀国庁跡周辺の文化財保護法による規制地	27
第12図	伊賀国庁跡現況土地利用図	28
第13図	指定地第1種地区・第2種地区区分図	30
第14図	史跡指定地周辺の景観保全範囲	33
第15図	史跡伊賀国庁跡管理・運営組織図	34

挿 表 目 次

表1	県圃に伴う伊賀国府跡取り扱い確認事項	5
表2	伊賀市域史跡一覧	9
表3	伊賀国庁跡史跡指定にいたる経過	20
表4	指定地地籍一覧	25
表5	現状変更の取扱基準一覧	31
表6	公有化予定地一覧	32
表7	史跡伊賀国庁跡事業計画案	34

写 真 目 次

写真1	伊賀国庁跡調査状況（北から）	11
写真2	正殿・前殿付近（東から）	13
写真3	国庁東側の南北棟建物（北から）	13
写真4	南門付近（西から）	16
写真5	政庁域北西隅（南から）	18
写真6	「國厨」墨書土器	19
写真7	国庁跡出土土器	19
写真8-1	国庁跡及び周辺の状況	23
写真8-2	国庁跡及び周辺の状況	24
写真9	国庁跡案内看板	26
写真10	国庁跡案内看板	37

第1章 目的と経過

第1節 保存管理計画の目的

(1) 伊賀国庁跡の発見とその意義

伊賀国庁跡は三重県伊賀市坂之下に所在する官衙跡で、柘植川北岸の狭い段丘上に立地している。坂之下地区は旧府中村に属するが、府中村とはその名の示す通り国府が所在したとされる地域を示している。

伊賀国府の具体的な場所については、江戸時代の絵図には、柘植川北岸にそれを示したのもあったが、昭和になると、府中村の中でも柘植川南岸の「万町の沖」と称される広大な水田地帯に位置し、「神南備山」に比定される南宮山を東に望む印代集落東方の「さしがね」と呼称される地域あたりとする考えが有力になっていた。

しかし、昭和 63 年度から平成元年度にかけて、圃場整備事業に伴い発掘調査が実施された結果、当時の国府比定地の有力な候補地であった柘植川南岸の沖積平野においては奈良・平安期頃の遺構は認められず、坂之下地区の字国町を中心とした地域において当該期の大型掘立柱建物、溝といった遺構が検出された。

これらの遺構は、奈良時代末から平安時代後半まで数期の変遷をたどったものであり、その建物配置・変遷の特徴から、伊賀国府の中心部分である国庁跡と考えられるに至り、律令制度の国の四区分における下国の国庁跡の実態が、考古学的に初めて確認された事例として、極めて文化財的価値の高いものであると評価されることとなった。

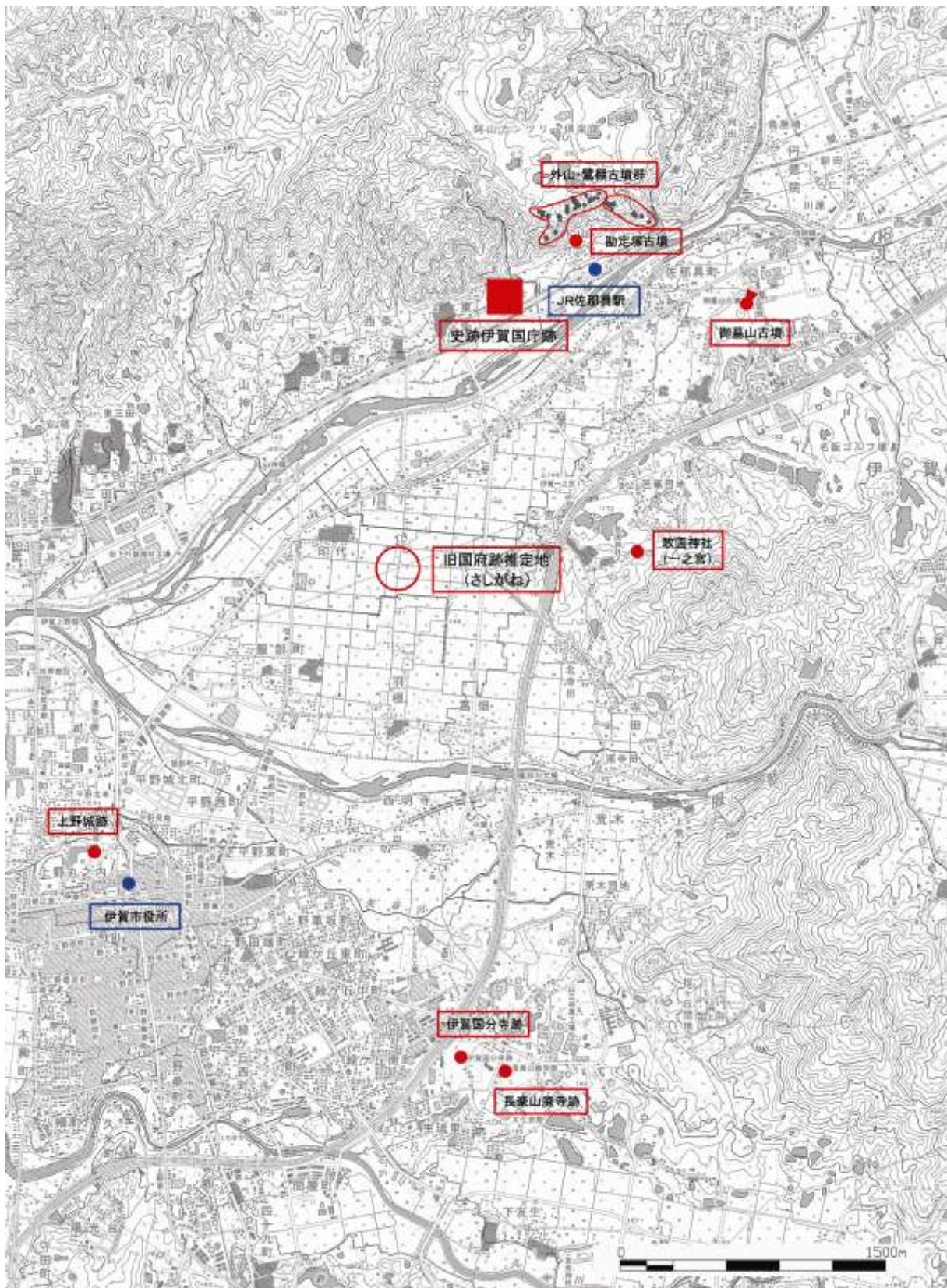
(2) 保存管理計画の目的

発掘調査時から重要な遺跡として認識されていた伊賀国庁跡であるが、調査終了後は遺構に影響を与えない形で圃場整備事業が実施され、新たな大区画の水田となり、遺構そのものは地中に姿を隠すこととなった。

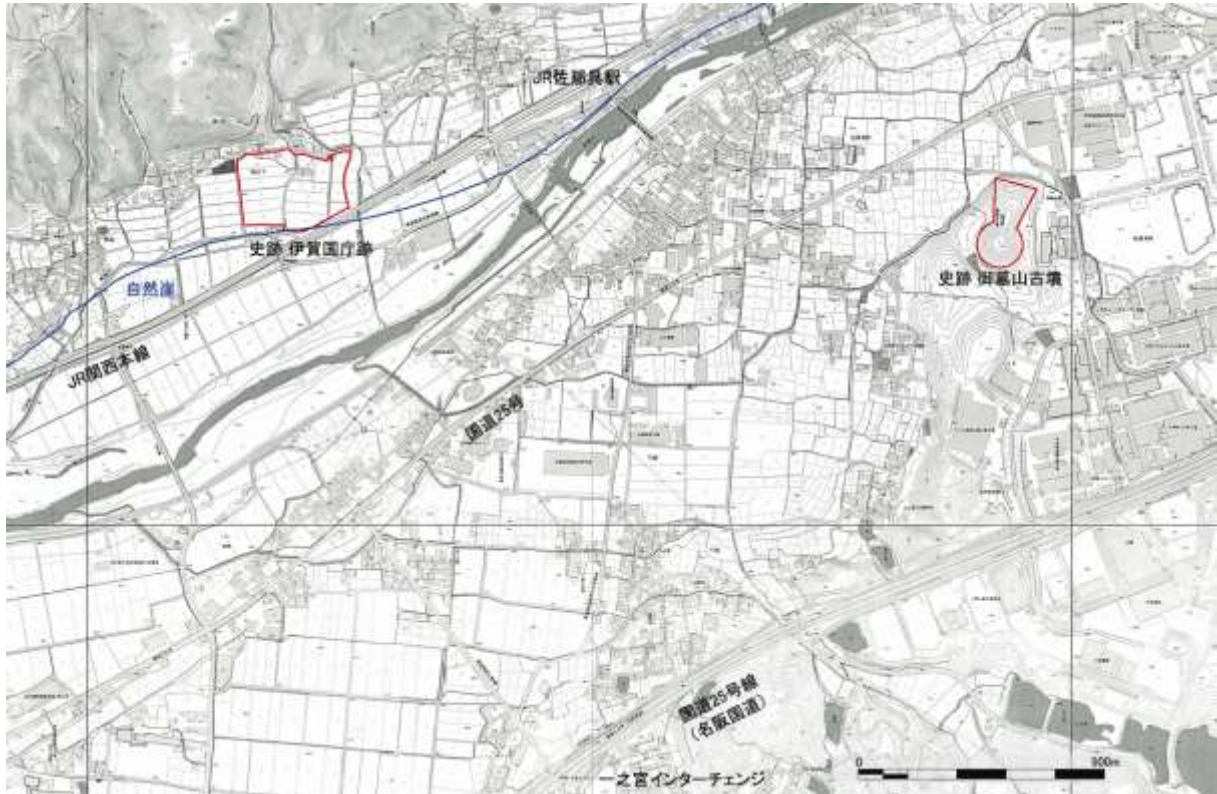
その後、平成 21 年 7 月 23 日付けで史跡指定され、伊賀国庁跡は国民共有の貴重な財産、文化財として周知されることとなり、その保存についての指針の策定が急務となった。また、国庁跡が発見されて以降、指定地内の土地所有者の変化もあり、圃場整備事業により地表面の形状も変化していることから、史跡指定地を適切に管理していく計画を定め、史跡地およびその周辺の環境を保持していく指針の策定が求められることとなった。

また、伊賀市の基本施策を定めた『総合計画』（平成 18 年 6 月策定）の中では、まちづくりの理念の一つとして「伝承」が謳われていて、その中に「貴重な文化財を次の世代に引き継いでいくための保存・整備を進めます。」とある。ここに示された基本理念は、史跡を地下に埋もれた状態で保存していくのではなく、史跡の価値を顕在化する整備を実施し、活用することによって、次世代にその価値を伝えていくことを示している。

こういった点も踏まえて、国民共有の財産ならびに伊賀市の貴重な文化遺産として、法令や市の基本施策に即して、より良好な形で史跡を未来に残し、地域の中で保存・管理を行っていく基本的な指針として、史跡伊賀国庁跡保存管理計画を策定するものである。



第1図 史跡伊賀国庁跡位置図



第2図 史跡伊賀国庁跡周辺図

第2節 保存管理計画策定にいたる経緯

平成5年度に三重県埋蔵文化財センターによる、県営圃場整備事業に伴う国庁跡の範囲確認調査が一区切りとなったのを受けて、今後の取り扱い確認事項が示された（三重県埋蔵文化財センター所長名による平成5年10月8日付け教埋第364号文書）。本文書は圃場整備事業を実施していく上での遺構の取り扱いの指針を示したものであるが、その後の協議の中では、本事項を生かしつつ、さらに現地での検討を踏まえて指定範囲が定められることとなった。つまり、政庁範囲を中心とした保存B1地区を中心に指定域が定められ、東限と南限についてはこの範囲を生かし、北限については地元・地権者の理解を得つつ、圃場整備事業対象外の宅地・畑地を含み、西限については水田の筆ごとの指定を踏まえて、保存B1地区よりやや西に拡張する形で指定域のエリアを定めることとなった。

上記の通り、平成5年度に出された取り扱い確認事項は、圃場整備事業に対応した遺構取り扱いのゾーンニングとして定められたものであり、史跡指定を受けた後は、史跡とその周辺の地下遺構のみならず、そこに国庁跡が置かれた周辺の環境を守っていくための、より詳細で包括的な保存管理計画の策定が求められることとなった。保存管理計画策定に当たっては指定地の現状把握を行うために、平成22年度にまず地形測量を実施した後、実際の計画策定に取り掛かることとした。

第3節 保存管理計画の策定

(1) 委員会設置とその体制

平成21年7月23日に伊賀国庁跡が国史跡として告示されたことを受けて、平成22年度から伊賀国庁跡に関する史跡指定地等の買上げ（直接買上げ）および保存管理計画策定の国庫補助事業が開始されることとなった。保存管理計画の策定では、まず、計画策定の資料収集、類例調査を開始し、伊賀国庁跡保存管理計画策定委員会の規約を定め、考古学・文献史学・遺跡整備の有識者および地元の伊賀市文化財保護審議会会長、府中地区住民自治協議会代表、坂之下地区代表に委員を委嘱した。各委員とオブザーバー、事務局の構成は下表の通りである。

【伊賀国庁跡保存管理計画策定委員会】

委員名	分野	勤務先等
山中敏史	学識経験者（考古学）	奈良文化財研究所客員研究員
坂井秀弥	学識経験者（考古学）	奈良大学教授文学部文化財学科教授
寺崎保広	学識経験者（文献史学）	奈良大学教授文学部史学科教授
栗野隆	学識経験者（遺跡整備）	東京農業大学地域環境科学部助教
中川甫	地元代表	伊賀市文化財保護審議会会長
稲森眞文	地元代表	府中地区住民自治協議会
藤井清春	地元代表	坂之下地区代表
山下信一郎	（オブザーバー）	文化庁文化財部記念物課文化財調査官
上村安生	（オブザーバー）	三重県教育委員会社会教育・文化財保護室副室長
伊藤文彦	（オブザーバー）	三重県教育委員会社会教育・文化財保護室技師
味岡一典	（事務局）	伊賀市教育委員会教育長
前田明伸	（事務局）	伊賀市教育委員会事務局長
西岡幸彦	（事務局）	伊賀市教育委員会事務局長（平成22年度）
児玉泰清	（事務局）	伊賀市教育委員会生涯学習課長
榎田ちえみ	（事務局）	伊賀市教育委員会生涯学習課長（平成22年度）
福田典明	（事務局）	伊賀市教育委員会生涯学習課文化財係長
福島伸孝	（事務局）	伊賀市教育委員会生涯学習課主査

(2) 保存管理計画策定の経過

第1回の委員会は平成23年3月9日（水）に実施し、委員長に山中敏史氏、副委員長に中川甫氏を選出した。その後、事務局より伊賀国庁跡について概略の説明が行われ、保存管理計画策定の基本的な方針、計画細部についての留意点などが討議された。

平成23年度には下記に示す通り3度の委員会を開催し、検討を重ねた。

第2回委員会（平成23年10月7日）

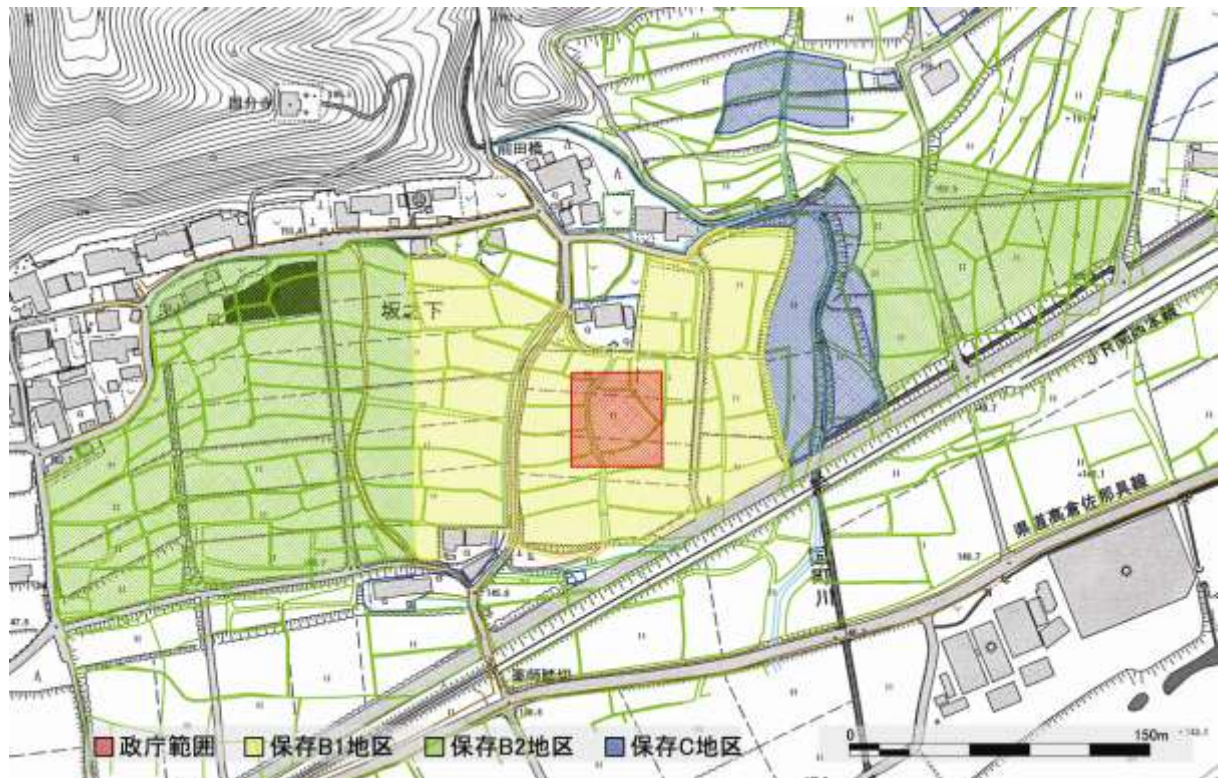
第3回委員会（平成23年11月18日）

第4回委員会（平成24年1月27日）

以上、4回の策定委員会をへて、保存管理計画の細部にわたり修正、点検を加え、平成23年度末に保存管理計画が完成した。

表1 県圃に伴う伊賀国府跡取り扱い確認事項（平成5年10月8日付け教理第364号）

遺跡区分	取扱区分	具体的な取扱い
国庁地区	保存B1地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営圃場整備事業は工事対応して実施し、地下遺構は現状保存する。 ・ 将来、地元及び国・県・市等の関係機関と協議し、史跡の指定化を図る。 ・ さらに指定後の将来、地元及び国・県・市等の関係機関と協議し、公有化や整備も検討する。 ・ 県営圃場整備事業実施後、指定に先立つ範囲確認調査を一部に実施することもある。
国府地区	保存B2地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営圃場整備事業は工事対応して実施し、地下遺構は極力現状保存する。
国府地区	保存C地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営圃場整備事業等の事業を実施する場合は、事前に発掘調査を実施し、原則的に記録保存する。



第2章 史跡伊賀国庁跡の概要

第1節 伊賀市の概要

(1) 総論

伊賀市は、平成16年(2004)11月1日に、上野市、伊賀町、阿山町、大山田村、島ヶ原村、青山町の1市3町2村が合併した市である。合併直後(平成16年11月30日)の人口は103,303人であったが、平成23年5月31日現在の人口は99,477人であり、微減傾向にあるといえる。当市は京都・奈良や伊勢を結ぶ大和街道、伊賀街道、初瀬街道が東西に通じ、古来より都(飛鳥、奈良、京都など)に隣接する地域であり、交通の要衝として栄えてきた。江戸時代には藤堂家の城下町や伊勢神宮への参宮者の宿場町として発展した。このような地理的・歴史的背景から、京都・奈良の文化の影響を強く受けながらも独自の文化を醸成していて、伊賀流忍者や俳聖松尾芭蕉、横光利一のふるさととして、また、吉田兼好ゆかりの地としても広く知られており、歴史文化の薫る地域となっている。三重県は行政上、東海地域に属しているものの、地理的条件や歴史的・文化的な背景から、「伊賀は関西」という考えが強い土地柄でもある。

(2) 地勢

当市は三重県北西部に位置し、東西約30km、南北40kmと、やや南北に長い市域を有していて、総面積は55,817haである。市域は上野盆地と言われるように、周囲を山地に囲まれた地形となっている。北に信楽山地、東に鈴鹿山脈、布引山地、南に室生山地、西に大和高原が広がっている。盆地においては山地部より派生した低丘陵・台地が見られ、その間をぬうように主要河川である木津川、服部川、柘植川が北流、西流していて、河川両岸に沖積地が広がっている。市域の約62%が森林であり、他に農用地が約14%、宅地が約5%を占めている。

(3) 気候

当市は盆地に位置していることから、夏は暑く冬は底冷えが厳しく、朝夕と日中の気温の差が大きい典型的な内陸性気候となっている。また、県内では年間を通して降水量が比較的に少ない地域であり、夏の降水量も冬場と同様にあまり多くはない。

(4) 産業

当市の産業別人口を見ると、第一次産業が7%、第二次産業が41%、第三次産業が52%程度の比率となっている。第一次産業、第二次産業の比率がともに減少し、第三次産業の従事者が増える傾向にある。第一次産業の主体は農業であるが、農業に主として従事するのは30%程度であり、残りは他産業に主に従事している。第二次産業の主体は製造業であり、従事者数に大きな変化はみられないが、出荷額は平成20年度を境に減少傾向にある。第三次産業の中では特にサービス業の占める割合が大きくなってきている。

(5) 交通

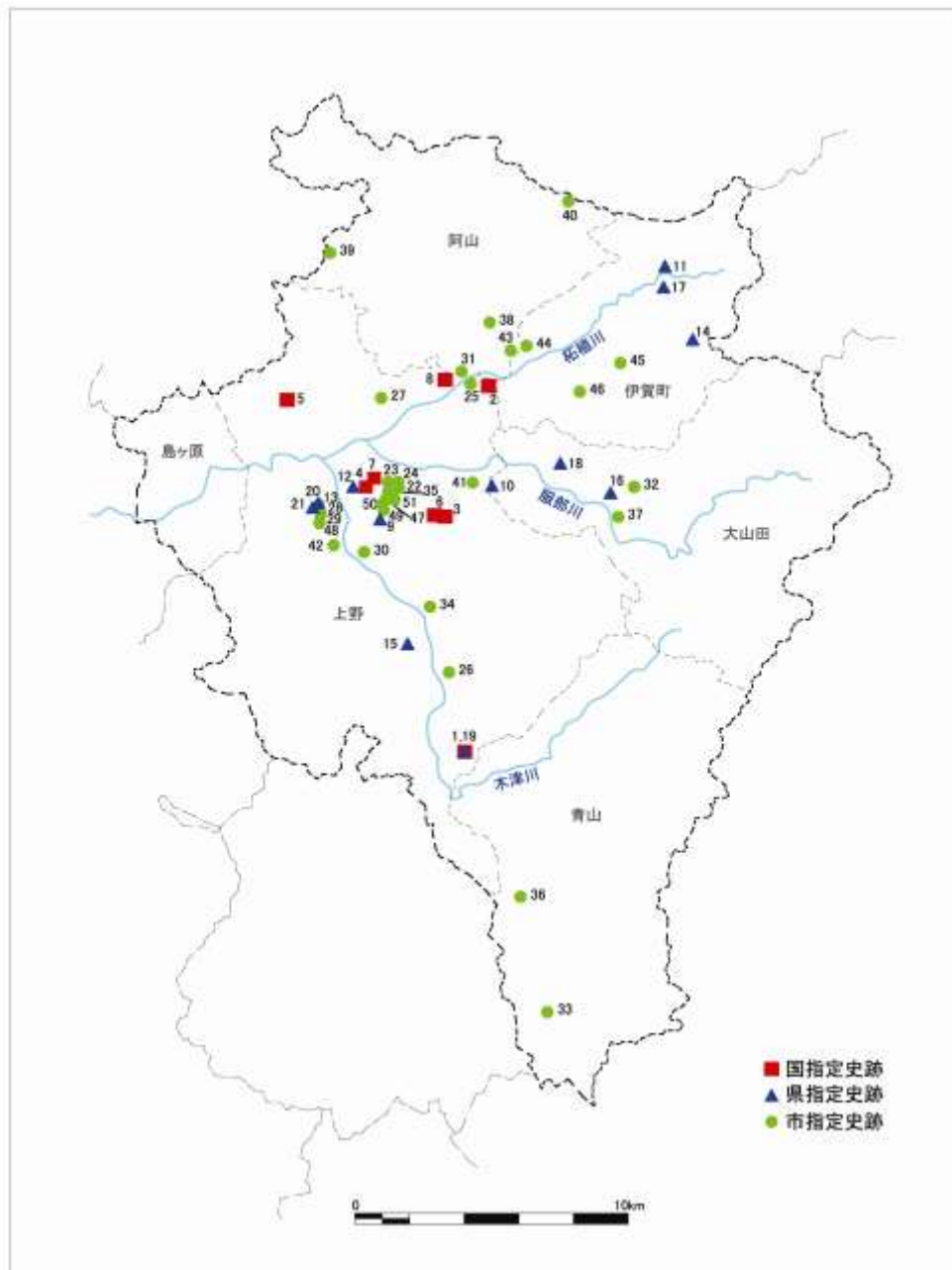
当市は北部が滋賀県甲賀市、東部は三重県亀山市・津市、南部は三重県津市、西部は奈良県

都方面と結んでいる。主な駅の乗降者数は、1日平均、柘植駅 436 人、伊賀上野駅 791 人(伊賀鉄道伊賀線 537 人)、上野市駅 1,314 人、伊賀神戸駅 1,634 人(伊賀鉄道伊賀線 2,179 人)、青山町駅 1,556 人となっている。

(6) 文化財

伊賀は、徳川家康が藤堂高虎の入国に際してかけた言葉にちなんで「秘蔵の国」とも呼ばれ、

多くの文化財、埋蔵文化財包蔵地が残存している。指定(選択・登録)文化財は 438 件(平成 23 年 4 月 1 日現在)、埋蔵文化財包蔵地は 2,700 ケ所を数え、三重県下でも有数の文化財、包蔵地の所在地である。



第 4 図 伊賀市内史跡分布図

表2 伊賀市域史跡一覧

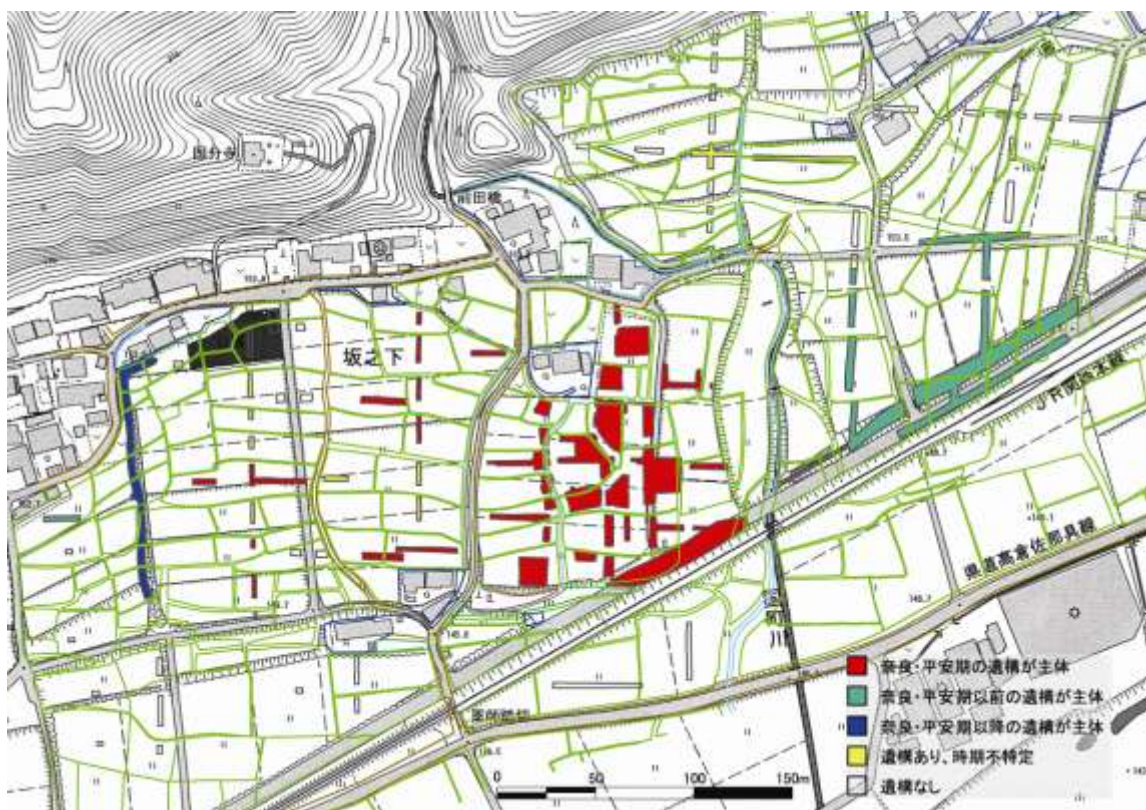
	指定別	種別	名称	員数	所在地	指定年月日
1	国指定	史跡及名勝	城之越遺跡		比土	平 5. 10. 29
2	国指定	史跡	御墓山古墳		佐那具町	大10. 3. 3
3	国指定	史跡	長樂山廃寺跡		西明寺	大12. 3. 7
4	国指定	史跡	旧崇広堂		上野丸之内	昭 5. 11. 19
5	国指定	史跡	廃補陀落寺町石	9基	西高倉	昭 8. 2. 28
6	国指定	史跡	伊賀国分寺跡		西明寺	昭23. 1. 14
7	国指定	史跡	上野城跡		上野丸之内	昭42. 12. 27
8	国指定	史跡	伊賀国庁跡		坂之下	平21. 7. 23
9	県指定	史跡及名勝	蓑虫庵		上野西日南町	昭13. 1. 19
10	県指定	史跡	車塚		荒木	昭12. 9. 24
11	県指定	史跡	旧麗沢舎		柘植町	昭13. 1. 21
12	県指定	史跡	鍵屋の辻		小田町	昭13. 4. 16
13	県指定	史跡	西蓮寺の供養塔		長田	昭15. 9. 24
14	県指定	史跡	靈山山頂遺跡		下柘植	昭15. 9. 24
15	県指定	史跡	猪田神社古墳附古井	3基	猪田	昭16. 7. 30
16	県指定	史跡	鳳凰寺跡		鳳凰寺	昭17. 5. 16
17	県指定	史跡	福地城跡		柘植町	昭43. 3. 18
18	県指定	史跡	寺音寺古墳		炊村	昭53. 2. 7
19	県指定	史跡	城之越遺跡		比土	平 4. 2. 21
20	県指定	史跡	真盛廟		長田	平 7. 3. 13
21	県指定	史跡	藤堂高久公墓所		長田	平16. 3. 17
22	市指定	史跡	芭蕉翁故郷塚		上野農人町	昭30. 8. 25
23	市指定	史跡	さまざま園		上野玄蕃町	昭30. 8. 25
24	市指定	史跡	芭蕉翁生家		上野赤坂町	昭30. 8. 25
25	市指定	史跡	了源上人墓所		佐那具町	昭32. 3. 28
26	市指定	史跡	財良寺跡		才良	昭33. 11. 22
27	市指定	史跡	安国寺跡		三田	昭33. 11. 22
28	市指定	史跡	服部土芳墓所		長田	昭38. 4. 1
29	市指定	史跡	藤堂元甫墓所		長田	昭38. 4. 1
30	市指定	史跡	菊岡如幻墓所		守田町	昭38. 4. 1
31	市指定	史跡	勘定塚		外山	昭39. 1. 23
32	市指定	史跡	鳴塚古墳		鳳凰寺	昭44. 4. 1
33	市指定	史跡	藤原千方伝説地		高尾	昭45. 8. 10
34	市指定	史跡	垂園森と哀園森		市部	昭46. 12. 13
35	市指定	史跡	貝おほひ奉納の社		東町	昭47. 4. 27
36	市指定	史跡	草蒿寺跡・吉田兼好ゆかりの地		種生	昭47. 8. 5
37	市指定	史跡	辻堂古墳		中村	昭48. 4. 1
38	市指定	史跡	御旅所古墳		馬場	昭48. 9. 1
39	市指定	史跡	了源上人遷化の地		丸柱	昭48. 9. 1
40	市指定	史跡	藤林長門守墓所		東湯舟	昭48. 9. 1
41	市指定	史跡	菩提寺跡		荒木	昭53. 1. 25
42	市指定	史跡	竹島氏館		大野木	昭54. 10. 30
43	市指定	史跡	東山古墳		円徳院	昭63. 3. 28
44	市指定	史跡	柏野城跡		柏野	平元. 4. 1
45	市指定	史跡	竹島城跡		愛田	平元. 4. 1
46	市指定	史跡	壬生野城跡		川東	平元. 4. 1
47	市指定	史跡	入交家		上野相生町	平10. 3. 26
48	市指定	史跡	藤堂采女家歴代墓所		長田	平14. 4. 25
49	市指定	史跡	藤堂新七郎家墓所		上野恵美須町	平15. 4. 24
50	市指定	史跡	西嶋八兵衛之友墓		上野紺屋町	平16. 2. 26
51	市指定	史跡	藤堂玄蕃家墓所		上野寺町	平16. 2. 26

この中で代表的な史跡としては、三重県最大規模を有する前方後円墳である御墓山古墳や、伊賀国分二寺の跡とされる伊賀国分寺跡、長楽山廃寺跡があげられ、大正年間には国史跡に指定されている（伊賀国分寺跡は第2次世界大戦中一時指定解除され、前後再指定された）。また、上野盆地中央部の台地上には史跡上野城跡が位置し、南方に城下町が開かれている。埋蔵文化財包蔵地については、古墳と中世城館跡が大半を占めている。古墳は上野地域と大山田地域、青山地域に多く分布し、主要河川の中流域を望む丘陵地に密集して古墳が築造された様子が窺える。これは大和地域と近接するといった地理的な条件下にあり、古墳時代を通じて大和盆地の影響を強く受けていたことを示している。また、中世城館跡に関しては、伊賀市域に広く分布しているが、これは伊賀独特の遺跡のあり方を示すものである。中世の伊賀国には「伊賀惣国一揆」とも称される中・小領主の連合体が存在し、それに対応する形で、村々にも小領主の城館跡が複数連続して造営されたためと考えられている。指定文化財については、仏像をはじめとする有形文化財が多数を占めるが、これも奈良・京都に近く中央の文化の影響を受けやすい環境にあったこと、戦前の文化を昭和の終わりまでよく残していたことなどが要因としてあげられる。

第2節 伊賀国庁跡発見の経緯

(1) 伊賀国府跡範囲確認調査の開始

昭和63年(1988)より旧上野市の府中地区で圃場整備事業が実施されることとなった。府中地区はその名の示す通り国府跡の存在が考えられる地域であり、事業の実施にあたっては、事前に埋



第5図 伊賀国庁跡発掘調査区位置図

蔵文化財の範囲確認調査が実施されることとなった。事業は柘植川南岸地域から実施され、それに伴い印代集落東方区域を含めた広大な水田地帯において、三重県埋文化財センターによる発掘調査が開始された。昭和63年度(1988)は東西650m、南北400mの範囲で、3m幅のトレンチを井桁状に長さ1,700mにわたって調査を実施し、平成元年度(1989)は40箇所の試掘調査が、平成2年度(1990)には排水路部分の立会調査が実施された。しかしながら、奈良・平安時代の遺構は、印代集落のみならず調査地全域においても希薄な状況であり、検出された遺構・遺物は弥生時代後期もしくは中世のものが主体を占めることが判明した。

(2) 国庁跡の発見

平成元年(1989)に入り、範囲確認調査が柘植川北岸の外山・坂之下地区で開始されると、南岸の沖積地における調査とは明らかに異なった遺構の状況が明らかになった。特に、坂之下地区においては、「こくっちょ(国町)」と称する地名が現在でも残存し、明治21年(1888)に内務省地誌取調所職にあった川井景一編輯『伊賀国名勝図』の巻末付図「伊賀国明細図」には、柘植川北岸に「国府」の文字の記載が見られ、歴史地理学的に国府の存在した可能性を示しており、発掘調査による国府の遺構の発見が期待されることとなった。その後、調査が進展するにつれて、国町地区では大型の掘方を有する柱穴が多数検出され、その部分の調査範囲を面的に広げて掘り進めていくと、北側に位置する東西棟の大型建物に対して左右対称に南北棟建物が配され、それらを掘立柱塀が取り囲む政庁域の特徴を示す遺構の状況が明らかになり、長期に同じ位置で、ほぼ同規模の建物が踏襲されていることが判明した。さらに「國厨」墨書土器の出土、「国庁(こくっちょ)」地名の伝承などを併せると、この場所こそが伊賀国府の中枢部にあたる国庁跡であると



写真1 伊賀国庁跡調査状況(北から)

考えられるようになった。

また、前田地区においても奈良・平安期の柱穴、溝といった遺構が検出され、当地区の東半にも国衙跡の範囲が及ぶことが確認された。これに対して、国町川の東に当たる追越地区では、東西方向の溝から木簡が出土し、古墳時代後期から飛鳥・奈良時代初めの遺構が検出され、特に7世紀代の大きな建物群が検出されたが、奈良時代中期以降の遺構はほとんど見られなかった。

第3節 伊賀国庁跡の概要

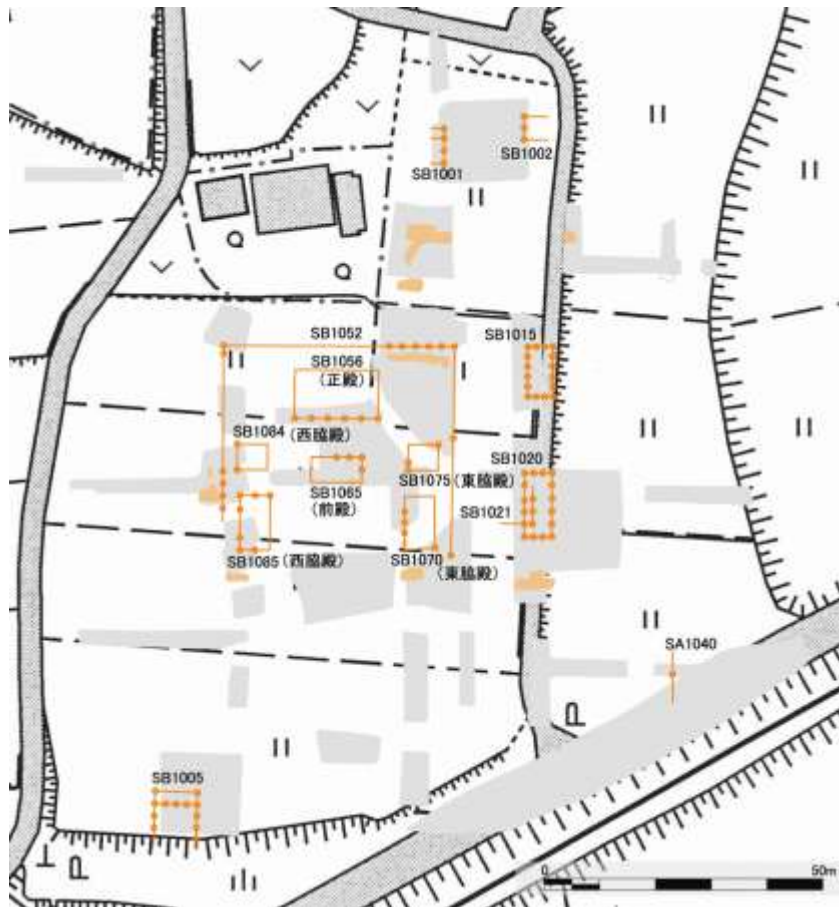
三重県埋蔵文化財センターによる報告書『伊賀国府跡（第4次）発掘調査報告』および研究紀要第13号『伊賀国府跡（第6次）調査』により、伊賀国庁跡の調査概要を次に述べる。

（1）国町地区の主な遺構

伊賀国の成立は『扶桑略記』によれば天武9年(680)とされ、遅くとも8世紀初頭には確実に存在したが、当初の国府の位置は未確認であり、当該地で判明したのは8世紀末以降の遺構である。その伊賀国庁は、掘立柱塀及び溝によって画された40m強四方の小規模な政庁域を伴うもので、正殿・前殿・脇殿といった中心建物の変遷には、8世紀末から11世紀前半にかけて4度の大きな画期(以下、国庁1～4期)が確認されている。

【国庁1期】(8世紀末～9世紀前半)

国庁域は、東西140尺(≒41.4m)、南北は同程度もしくは150尺程度と推定される掘立柱塀で画



第6図 国庁1期遺構配置図



写真2 正殿・前殿付近（東から）



写真3 政庁外側南北棟建物（北から）

され、その中に、正殿、前殿とその左右に脇殿が配されている。

SB1056（正殿） 南側に廂の付く5間×3間の規模と推定される東西棟の掘立柱建物で、正殿と考えられる。建物の方向はほぼ真北である。

SB1065（前殿） SB1056の南側で中軸をそろえて検出された東西棟の掘立柱建物で、正殿より一回り小さい3間×2間の規模を有すると推定される。前殿と考えられる。

SB1084・1085（西脇殿） SB1065の西側で検出された南北棟の掘立柱建物である。発掘時においては、SB1085が北に延びてSB1084とつながるものと考えていたが、同間隔の柱間位置において柱穴は検出されず別の建物と考えられている。こういったことから、SB1084は2間×2間、SB1085は4間×2間の西脇殿と推定され、大宰府型の建物配置になると想定される。

SB1075・1070（東脇殿） SB1065の東側で検出された南北棟の掘立柱建物である。SB1084・1085とは、SB1056・1065を結ぶ中軸線をはさんで左右対称の位置で検出されたもので、SB1075は2間×2間、SB1070は4間×2間の東脇殿と考えられる。

SB1020・1015 政庁域の東側で検出された南北棟の掘立柱建物である。南よりSB1020・1015が西側柱列をそろえて検出されている。いずれも5間×3間の規模を有するが、SB1020の方がSB1015に比べて柱掘方も大きく、建物規模も若干大きい。

SA1052・1091 SA1052は政庁域の北側を画する掘立柱塀、SA1091は政庁域の東辺を画する掘立柱塀と考えられる。正殿SB1056の中軸線で折り返すと、政庁域の東西方向の規模は41.4m程度と想定される。南北方向については南辺の遺構が明らかではないが、東西方向と同程度もしくはやや大きい規模と推察される。

SD1010 SA1052より20m北で検出された東西方向に延びる溝である。幅3mを有す。トレンチ幅の長さ2m分しか検出されていないが、国庁域の周囲を画する溝の可能性はある。この溝から大型の須恵器壺が2点出土している。

【国庁2期】（9世紀前半～10世紀前半）

国庁域は、1期と同程度の規模の掘立柱塀で画され、南辺に四脚門が設けられる。正殿・前殿はほぼ同じ位置で建てられるが、前殿の規模は拡大している。建物方向は1期と同様にほぼ真北を向く。一方、脇殿はその位置を南にずらし、南北に長大な掘立柱建物が、東西各1棟建てられる。また、政庁域の南および東側の掘立柱塀の外方で、区画溝が検出されている。

SB1055（正殿） 7間×3間の規模を有する掘立柱建物で、西・南・東面に廂が付く。1期の正殿SB1056とほぼ重複する位置で検出され、この時期の正殿と考えられる。

SB1066（前殿） SB1055の南側で中軸線をそろえて検出された掘立柱建物で、5間×2間の規模を有すると復元される。前代とは一回り大きくなった前殿と考えられる。

SB1095（西脇殿） SB1066の西側で検出された南北棟の掘立柱建物で、5間×2間の西脇殿と考えられる。

SB1073（東脇殿） SB1066の東側で検出された南北棟の掘立柱建物である。5間×2間の規模の東脇殿とみられる。

SB1209（南門） 国町地区の南側で検出された2間×1間の建物である。東側にSA1203が取り付くことから、政庁域の南門に当たる四脚門である可能性が高い。



第7図 国庁2期遺構配置図

SA1203・1201 SB1209から東に延び (SA1203)、北へ曲がる掘立柱塀 (SA1201) で、政庁域の南および東辺を画する。柱間寸法は門への取り付け部分が不ぞろいになっている。

SD1207 SA1203南北塀のすぐ外方にあり、この塀と平行に南北に延びる溝である。

SD1208 SA1203東西塀南側の東西溝で、SA1203に付随するものと考えられる。西端はSB1209の西側を取り巻くように北折している。

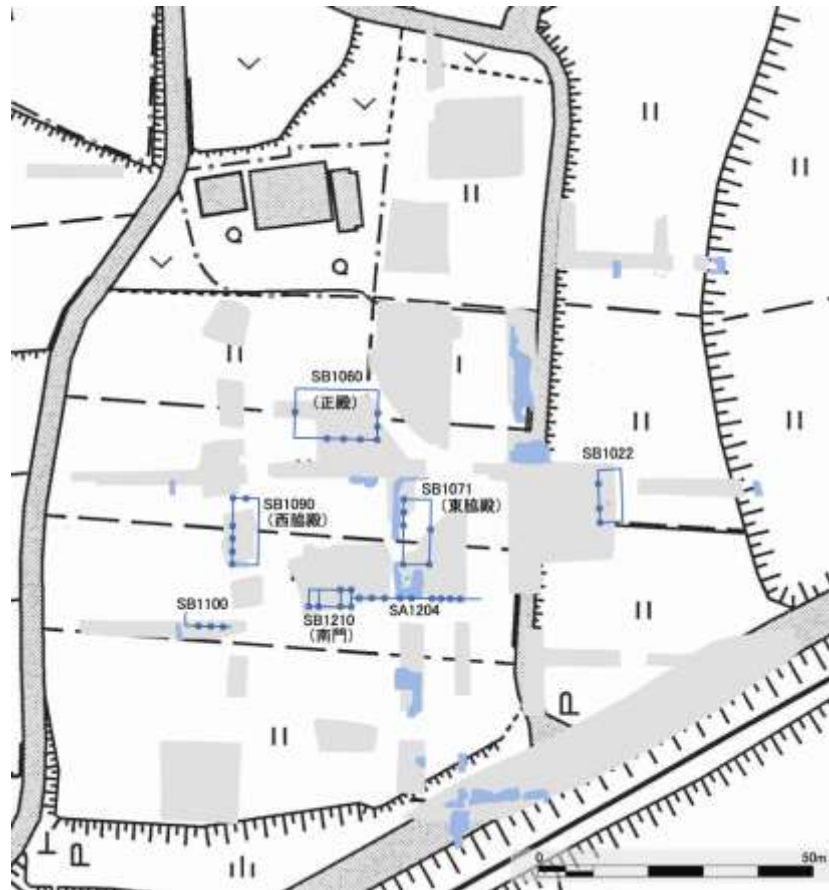
【国庁3期】(10世紀前半～10世紀後半)

政庁の中心建物が、掘立柱建物から礎石建物に建て替えられる時期である。正殿はほぼ同じ位置で、5間×3間とその規模を縮小し建て替えられるが、前殿は消失してしまう。脇殿は前代と同一の場所で、先行する掘立柱建物の柱を切り取り礎石が据えられ、5間×2間の規模で存続する。南辺の掘立柱塀は、やや南に位置を変え、八脚門が取り付け。

SB1060 (正殿) 5間×3間の規模を有する東西棟の礎石建物で、礎石は抜き取られている。正殿と推定される。

SB1090 (西脇殿) SB1095と同じ位置に建て替えられた南北棟の礎石建物で、5間×2間の規模を有する西脇殿と推定される。

SB1071 (東脇殿) SB1073と同じ位置に礎石建物に建て替えられた南北棟建物で、柱掘方の断面の観察によれば、SB1073の柱根上に新たに礎石が据えられた状況が確認されている。5間×2間の規模を有する東脇殿と推定される。



第8図 国庁3期遺構配置図



写真4 南門付近（西から）

SB1210（南門） SB1209のすぐ南で検出された3間×2間の掘立柱建物で、東側にSA1204
が取り付くことから、政庁域の南門にあたる八脚門とみられる。

SA1204 SB1210の東に取り付く、政庁域の南辺を画する掘立柱塀と考えられる。

【国庁4期】（10世紀後半～11世紀中頃）

国庁の衰退期と考えられる時期で、前代まで正殿が位置した箇所には3間×2間の小ぶりの建物
が見られ、その前方にも3間以上×2間の東西棟建物が配されている。脇殿は東側のみで5間×
2間の建物が検出されているが、正殿の方向とは一致しない。南門とその東に取り付く掘立柱塀
も検出されているが、四周を巡る掘立柱塀は検出されていない。

SB1059（正殿） 3間×2間の規模を有する東西棟の礎石建物で、衰退期の状況を示す正殿と
推定される。

SB1062 SB1059の少し南で検出された東西棟の礎石建物で、SB1059と同時に存在したか、時
期を違えて存在したかは不明である。

SB1072（東脇殿） SB1071とほぼ同様の位置に建て替えられた5間×2間の掘立柱建物で、東
脇殿と推定される。



第9図 国庁4期遺構配置図



写真5 政庁域北西隅（南から）

（2）追越地区の主な遺構

追越地区で検出された建物群は、北より西に 20 度程振った方向のものが多いが、これは地形的な制約を受けたものと考えられる。包含層や柱掘方に含まれる土器片から、建物の時期は古墳時代末から奈良時代初めが想定される。掘立柱建物の中には大型の建物跡も見られる。また、本地区の北側で検出されている東西溝からは、「黒口丈」ないしは「黒口升」および「重口」と読める木簡が出土している。この時期の遺構は追越地区のみならず外山大坪地区にも見られる。これらの建物群については、国庁の前身的な施設であった可能性も考えられる。

（3）前田地区の主な遺構

前田地区の調査はトレンチ調査が主体であり、建物全体を検出している例はないが、東部の各調査区で柱穴、溝、等が密な状況で検出されている。中には柱根が残存するものも見られる。前田地区西半では奈良・平安期の遺構は見られず、前田地区東半までに国衙跡の広がりが見られる。

（4）出土遺物の概要

伊賀国庁跡の発掘調査では、供膳具を主とした土器が数多く出土している。その中で主体を占めるのは土師器であって、8割以上の割合を占める。黒色土器・須恵器が次いで多い。緑釉陶器・灰釉陶器も比率としては少ないが出土している。瓦片はほとんど出土せず、中心建物が掘立柱建物から礎石建物に変わっても、瓦葺きの屋根にはならなかったことを物語っている。他の注目さ



写真6 「国厨」墨書土器



写真7 国厨跡出土土器

れる遺物としては、「国厨」「目口」「口寺」「姉」「泉」と判読できる墨書土器や馬歯があり、前田地区で出土した八稜鏡の破片は、極めて稀有な遺物である。

第4節 史跡指定にいたる経過と指定地の範囲

(1) 史跡指定にいたる経過

伊賀国厨跡は前節で触れたように、平成5年度までの範囲確認調査の結果、主要な施設の配置関係がほぼ判明し、遺構の残存状況も良好であり、奈良時代末から平安時代後半までの遺構の変遷が追える貴重な遺跡として、高い評価を得ることとなった。また、古代律令体制の地方浸透と、古代伊賀の政治情勢を考える上でも貴重であった。さらに、伊賀国は古代律令体制では下国とされていたが、下国の国厨の実態がここまで判明したのは伊賀国厨が全国で初めてである。しかし、調査後はすべての調査区は遺構を完全に保護した上で埋め戻され、当初の計画通り圃場整備事業が実施された。

平成6年度には国厨跡の国史跡指定に向けた話し合いがいち早く始められたが、事業完了の後、新たに区画された水田で耕作が始められたばかりであり、史跡指定の機運は熟さず、平成8年度に協議がもたれた後は、国厨跡の指定や保存・活用についての施策は将来的な課題とされた。平成13年3月末に上野北部土地改良区の事業完了が公示され、それ以降8年間の地目変更が規制されていたが、その年限の切れる平成21年3月末を迎えるに当たり、指定への動きが急速に進むこととなった。平成19年度から伊賀市教育委員会が地元・地権者との協議を再開し、その結果、遺跡の重要性が再認識され、地元・地権者との同意の下に平成21年7月23日付で史跡指定された。

なお、伊賀国厨跡の史跡指定及び管理団体指定などの経過については、次のとおりである。

平成21年1月30日 史跡指定にかかる意見具申書の提出

管理団体指定（伊賀市）にかかる意見具申書の提出

平成21年5月15日 文化審議会の答申

平成21年7月23日 史跡指定告示（文部科学省告示第113号）

平成21年9月16日 管理団体の指定告示（文化庁告示第7号）

表3 伊賀国庁跡史跡指定にいたる経過

年度	発掘調査、国指定に向けた協議の概略
昭和62年度	・地元有志者と県教育委員会が県庁で、上野北部地区の県営圃場整備事業に際しては、事前に発掘調査を実施し、圃場整備事業と文化財の保存と調和を図ることを確認。
昭和63年度	・県教育委員会、柘植川南岸の印代・西条地区を中心に、範囲確認調査を約5,000㎡の範囲で実施。顕著な遺構検出されず。
平成元年度	・県埋蔵文化財センター、柘植川南岸の一之宮・千歳地区及び柘植川北岸の国町地区を中心に、範囲確認調査を約3,000㎡の範囲で実施。国町地区で大型の柱穴が検出される。
平成2年度	・県埋蔵文化財センター、柘植川北岸の国町地区等の範囲確認調査を約3,000㎡の範囲で実施。国町地区で大型掘立柱建物等が検出される。
平成3年度	・県埋蔵文化財センター、柘植川北岸の国町地区等の範囲確認調査を約3,000㎡の範囲で実施。 ・坂之下・国町地区に国庁跡が存在したことが、伊賀国庁確認調査指導員会議によって正式に確認される。
平成4年度	・県埋蔵文化財センター、柘植川北岸の外山地区を約500㎡調査。
平成5年度	・県埋蔵文化財センター、国町地区を1,800㎡調査。政庁の範囲等を確認。この間に、11回に及ぶ指導員会議を開催。 ・県埋蔵文化財センター所長から県農林整備課長・上野市教育委員会教育長宛に、今後の保護、取り扱いに関する確認文書出される。
平成6年度	・文化庁から県に、伊賀国庁跡を国史跡に指定する意向が伝えられる。 ・上野市教育委員会と県文化振興課、県埋蔵文化財センターと協議。 ・上野市教育委員会が国史跡の指定を受けるための地元との協議を始める。 (計11回、平成8年1月まで)
	(協議、一時中断)
平成15年度	・土地改良区と協議再開。
平成19年度	・指定に向けての地元協議再開。(平成20年6月8日まで3回開催)
平成20年度	・指定に向けての地権者の同意を得る。(11月まで) ・伊賀国庁跡の史跡指定意見具申書の提出(平成21年1月30日付け)
平成21年度	・文化審議会で伊賀国庁跡が国史跡として文部科学大臣に答申が出される。 (平成21年5月15日) ・官報で国史跡として伊賀国庁跡が告示される。(平成21年7月23日付け)
平成22年度	・指定地の買上げの開始。

(2) 指定説明とその範囲

平成21年7月23日付け文部科学省告示第113号による、史跡伊賀国庁跡の指定理由は下記の通りである。

基準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の部二による。

説明：伊賀国庁跡は三重県伊賀市坂之下字国町・前田に所在し、木津川の支流で市内北西部を西流する柘植川右岸の段丘上に位置する古代の官衙遺跡である。周囲には多数の古代遺跡が点在し、遺跡の南4.7キロメートルには史跡伊賀国分寺跡と伊賀国分尼寺跡に比定される史跡長楽山廃寺が、南東1.8キロメートルには伊賀国一宮敢国神社が所在している。古代の伊賀国は、四か郡から構成され、国の規模としては四段階の最下位「下国」の扱いであった。その治所たる国府の所在地は『和名類聚抄』によれば伊賀盆地北部の阿拝郡にあるとされ、遺物の散布状況、地割等から、柘植川左岸の沖積地に広がる広大な水田地帯に想定されていた。昭和63年度から三重県埋蔵文化財センターや上野市教育委員会が国府跡の有無および範囲を確認するための発掘調査を継続的に実施したところ、当初想定していた場所とは柘植川を挟んで対岸にあたる国町地区において、大型の東西棟建物とその前面に左右対称に並ぶ南北棟建物、そしてそれらを方形に囲む柱列が確認された。また国町地区に西接し、地形的にも連続する前田地区東部でも関連する遺構・遺物が検出された。このことから、この場所が古代伊賀国府の中核部分、伊賀国庁である可能性が高くなった。

この後の詳細な検討の結果、これらの主要建物についてはⅠ～Ⅳ期の変遷があることが判明した。Ⅰ期（8世紀末から9世紀前半）の建物はすべて掘立柱建物であり、東西約41メートル、南北も同程度の掘立柱塀で区画された政庁域の中に、桁行5間、梁行3間と推定される東西棟の正殿と桁行3間、梁行2間の前殿があり、その東西には桁行4間、梁行2間と桁行2間、梁行2間の脇殿がそれぞれ配される。Ⅱ期（9世紀前半から10世紀前半）の正殿、前殿の位置はⅠ期と同様であるが、正殿は桁行5間、梁行2間の身舎に三面廂の付く東西棟建物になり、前殿も桁行5間、梁行2間にその規模を拡大する。脇殿はその位置を南に移し、桁行5間、梁行2間の南北棟建物が各1棟となる。Ⅲ期（10世紀前半から後半）は掘立柱建物から礎石建物に変わり、正殿は桁行5間、梁行3間と規模を縮小、前殿も消失するが、脇殿はその位置と規模を踏襲している。Ⅳ期（10世紀後半から11世紀中ごろ）になると、正殿の位置は南側に移り、規模も縮小し、脇殿も東側のみに確認される。政庁城南側で11世紀末葉の土坑墓が検出されたことから、11世紀中ごろには伊賀国庁は廃絶したと考えられる。

出土遺物には、大量の須恵器と土師器、緑釉陶器、「国厨」と書かれた墨書土器、円面硯、風字硯などの硯類、荷札木簡などがあり、官衙的な様相を示すものが数多く含まれる。

このように伊賀国庁跡は主要な施設の配置関係がほぼ判明し、遺構の残存状況も良

好である。存続時期は8世紀末から11世紀中ごろであり、下国における国府中枢である国府の造営と変遷の実態をよく示すとともに、古代伊賀の政治情勢を示すうえでも貴重である。よって史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

(文化庁文化財部「新指定の文化財」『月刊文化財』H21.8より)

指定地は三重県伊賀市坂之下に所在し、その地番は、

「伊賀市坂之下字国町 353 番 1、353 番 3、353 番 4、355 番、356 番 1、356 番 2 のうち実測 45.56 m²、701 番 1 のうち実測 535.44 m²、702 番、703 番、704 番、705 番、706 番、707 番、708 番、709 番、710 番、711 番、712 番、713 番、719 番、720 番、721 番、722 番、723 番、724 番、同字前田 289 番 1、289 番 4 のうち実測 8.77 m²、289 番 5 のうち実測 64.00 m²、289 番 6、290 番 1、290 番 2、689 番、691 番、692 番、693 番、694 番、695 番、696 番、697 番、698 番、699 番、右の地域に介在する道路敷、三重県伊賀市坂之下字前田 289 番 5 と同 290 番 4 に挟まれ同 289 番 1 と同 290 番 2 に挟まれるまでの道路敷を含む」となっている。



第10図 坂之下地区・外山地区地形図



① 国庁跡中心 西-北-東



① 国庁跡中心 東-南-西



② 国庁跡 南西角



③ 国庁跡 北西角



④ 国庁跡 北東角



⑤ 国庁跡 南東角

写真 8-1 国庁跡及び周辺の状況



⑥ 国庁跡 西側(東条)



⑦ 国庁跡 西側(往時の道より)



⑧ 国庁跡遠景(東条橋北詰めより)

写真 8-2 国庁跡及び周辺の状況

第5節 指定地の状況

(1) 指定地の現況

【土地の利用状況】

史跡指定地の面積は総計 30,586.17 m²である。指定時における所有関係は、伊賀市の所有地が 1,602.57 m²、民有地（地権者 15 名）28,983.60 m²であり、圧倒的に民有地の割合が高かった。現況は水田となっている箇所が大半を占め、既に土地区画整備事業が実施されているため、一筆一筆がある程度面積の大きな水田となっている。水田以外は水路、道路や畑などであり、宅地が 3ヶ所ある。地番ごとの一覧を次に示す。

表4 指定地地籍一覧

地番	面積(m ²)	地目	所有者	備考
伊賀市坂之下字国町353-1	333.00	雑種地	個人	
伊賀市坂之下字国町 353-3	541.00	宅地	個人	
伊賀市坂之下字国町 353-4	4.64	公衆用道路	伊賀市	市道国町線
伊賀市坂之下字国町 355	218.00	畑	個人	
伊賀市坂之下字国町 356-1	730.00	田	個人	
伊賀市坂之下字国町 356-2	45.56	公衆用道路	伊賀市	56m ² のうち実測 (45.56m ²) 市道国町線
伊賀市坂之下字国町 701-1	535.44	公衆用道路	伊賀市	760m ² のうち実測 (535.44m ²) 市道国町線
伊賀市坂之下字国町 702	18.00	用悪水路	伊賀市	
伊賀市坂之下字国町 703	52.00	用悪水路	伊賀市	
伊賀市坂之下字国町 704	43.00	畑	個人	
伊賀市坂之下字国町 705	82.00	畑	個人	
伊賀市坂之下字国町 706	110.00	用悪水路	伊賀市	土地改良区より伊賀市へ
伊賀市坂之下字国町 707	1072.00	田	個人	伊賀市公有化予定
伊賀市坂之下字国町 708	149.00	用悪水路	伊賀市	
伊賀市坂之下字国町 709	187.00	田	個人	
伊賀市坂之下字国町 710	1597.00	田	個人	伊賀市公有化予定
伊賀市坂之下字国町 711	1886.00	田	個人	伊賀市公有化予定
伊賀市坂之下字国町 712	1754.00	田	個人	伊賀市公有化予定
伊賀市坂之下字国町 713	2465.00	田	個人	伊賀市公有化予定
伊賀市坂之下字国町 719	203.00	用悪水路	伊賀市	土地改良区より伊賀市へ
伊賀市坂之下字国町 720	606.00	公衆用道路	伊賀市	
伊賀市坂之下字国町 721	875.00	田	個人	伊賀市公有化予定
伊賀市坂之下字国町 722	1182.00	田	個人	伊賀市公有化予定
伊賀市坂之下字国町 723	85.00	用悪水路	伊賀市	土地改良区より伊賀市へ
伊賀市坂之下字国町 724	1951.00	田	伊賀市	平成22年度、伊賀市が公有化
伊賀市坂之下字前田 289-1	1430.00	田	個人	
伊賀市坂之下字前田 289-4	8.77	井溝	伊賀市	12m ² のうち実測 (8.77m ²) 市道国町線
伊賀市坂之下字前田 289-5	64.00	公衆用道路	伊賀市	185m ² のうち実測 (64m ²) 市道国町線
伊賀市坂之下字前田 289-6	180.01	宅地	個人	
伊賀市坂之下字前田 290-1	32.59	宅地	個人	
伊賀市坂之下字前田 290-2	148.00	畑	個人	
伊賀市坂之下字前田 689	2028.00	田	個人	伊賀市公有化予定
伊賀市坂之下字前田 691	1799.00	田	個人	伊賀市公有化予定
伊賀市坂之下字前田 692	1866.00	田	伊賀市	平成22年度、伊賀市が公有化
伊賀市坂之下字前田 693	2171.00	田	個人	伊賀市公有化予定
伊賀市坂之下字前田 694	2119.00	田	個人	伊賀市公有化予定
伊賀市坂之下字前田 695	1551.00	田	個人	伊賀市公有化予定
伊賀市坂之下字前田 696	12.00	畑	個人	
伊賀市坂之下字前田 697	71.00	公衆用道路	伊賀市	
伊賀市坂之下字前田 698	71.00	用悪水路	伊賀市	土地改良区より伊賀市へ
伊賀市坂之下字前田 699	223.00	用悪水路	伊賀市	土地改良区より伊賀市へ
289-4と356-2に挟まれ、289-4と353-1に挟まれるまでの道路敷	78.32		伊賀市	
289-5と290-4に挟まれ、289-1と290-2に挟まれるまでの道路敷	8.84		伊賀市	
計	30586.17			



写真9 国庁跡案内看板

【施設分布状況】

史跡指定地内には、現在、民家（3棟）、水田、畦畔、水路、道路、上下水道、電柱などが分布している。このうち、水田が面積の大部分を占めている。住居には生活に必要な設備が整えられている。また、住居、電柱以外に目立った施設は存在しない。

【現状の維持管理】

水田は耕作者により耕作されている。耕作は地下遺構に影響を及ぼしていない。また、水田とそれを画する畦畔、水路は、地元により維持管理されている。

史跡指定地内の西側の道路は、市道国町線となっている。市の道路部局が維持管理している。また、東側の道路は市有地であるが、地元住民により維持管理がなされている。民家は所有者により維持管理がなされている。

(2) 指定地及びその周辺の法的規制状況

現在、史跡指定地及び周辺では、文化財保護法、砂防法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律による指定等がなされていて、以下の規制がある。

【文化財保護法】（伊賀市教育委員会生涯学習課が担当）

史跡指定地内では現状変更等の行為が制限され（第125条）、埋蔵文化財包蔵地としての伊賀国府跡については、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内における土木工事を実施する場合に届出又は通知義務がある（第93条、94条）。

【砂防法】（三重県伊賀建設事務所事業推進室流域課が担当）

史跡指定地の山稜上は合併前の旧上野市と旧阿山町の境となっており、旧阿山町側は砂防指



第 11 図 伊賀国庁跡周辺文化財保護法による規制地

定地域に指定されている。砂防指定地域内において、砂防関係 3 法に基づき、指定された土地で家を建てたり、木を切ったり、土地を造成するなどの場合、一定規模以上の行為については県知事の許可が必要となる。

【都市計画法】(伊賀市産業建設部都市計画課が担当)

史跡指定地とその周辺はすべて市街化調整区域(旧上野市のエリア)に含まれ、市街化を抑制すべき区域とされている。

【農業振興地域の整備に関する法律】(伊賀市産業建設部農林振興課が担当)

史跡指定地と指定地周辺は圃場整備事業が実施されており、区画整備済みの水田は農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域である。市町村長は、農用地区域内にある土地が農用地利用計画において指定した用途に供されていない場合において、農業振興地域整備計画の達成のため必要があるときは、その土地の所有者又はその土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者に対し、その土地を当該農用地利用計画において指定した用途に供すべき旨を勧告することができる(第 14 条)。なお、史跡整備とそれに伴う発掘調査が必要とされる時点では、公有化範囲の水田を農用地から除外する計画である。

第3章 保存と管理

第1節 保存管理の基本方針

(1) 基本施策に即した史跡の保存

平成21年7月23日に国史跡に指定された伊賀国庁跡は、伊賀市、三重県のみならず国を代表する文化財として認知され、国民の共有財産として次世代に伝えていくべきものとなった。また、平成16年11月の市町村合併により新たに誕生した伊賀市においても、平成18年6月に定められた伊賀市総合計画の中の教育・文化分野において、政策(3)「歴史・文化を守り、未来へとつなげるまちづくり」を掲げ、その基本施策①として、「歴史や文化を守り、未来へと引き継ぐ」ことを定めている。歴史・文化を次代に継承していくことが、当市の大きな責務であり、具体的な施策として「国史跡上野城跡をはじめとして、史跡を保存しつつ、公有化を図り、その整備を進めます。」とあり、文化財保護法に規定されたものと同様の文化財保護の理念が謳われている。こういった考えをもとに、伊賀市では伊賀国庁跡の保存、継承を図るため、本計画の策定を行う。

(2) 保存管理の基本的な考え方

現在、史跡指定地内に残る主要な遺構は、古代伊賀国府跡の中核をなす貴重な国庁遺構である。指定地は宅地、農地を中心とするもので、面積は計30,586.17㎡である。大規模あるいは急激な開発のおそれは少ないものの、現在も居住者、耕作者が生活を営んでおり、居住者およ



第12図 伊賀国庁跡現況土地利用図

び農地所有者、耕作者との調整を図りつつ、現状変更を規制する基準を定め、遺跡を確実に保存管理していく必要がある。また、史跡は周辺環境が守られてこそ活かされるものであり、景観を含めた一体的な保全の方策を検討する必要がある。

一方、伊賀国庁跡は、国民共有の財産、宝であるとともに、地域の貴重な財産であるとの認識を深め、地域住民にとって史跡が身近なものとなり、この史跡を誇りにして愛し守り育ててもらうため、史跡の保存管理についても可能な限り多くの地域住民とともに進めることを目指し、小・中学校、住民自治協議会等との積極的な連携を図る。遺構を確実に保存することを前提にしつつ、歴史的な環境の保全、往事の姿の保存・継承に努めるとともに、学校教育や生涯学習の場として活用されることを目指す。また、周辺環境との調和を図るとともに、史跡の価値がだれにもわかりやすく理解でき、実感できるよう心がけることとする。

第2節 史跡の構成要素と地区区分

(1) 構成要素

史跡を構成する要素は、伊賀国庁跡の本質的な価値を構成する要素とそれ以外の要素に区分できる。

【本質的な価値を構成する要素】

- ・古代の国庁跡に関連した地下遺構

【それ以外の要素】

- ・農地（水田、畑）
- ・民家
- ・道路
- ・水路
- ・電柱
- ・立木

史跡指定地内は、農地、宅地、道路、水路に区分され、農地の一部はすでに公有化事業が進められている。

(2) 地区区分

現在の土地利用形態等と国庁跡の遺構の状況により、保存管理を行うために、以下の2地区に地区区分する。

【第1種地区】史跡指定地の中で、北側の宅地およびそれに付随する畑地などを除いた区域で、圃場整備前は不定形な水田が広がっていたが、現在は新たに整然と区画された水田が広がっている。発掘調査により政庁跡をはじめとする伊賀国衙の遺構が検出されていて、それらの建物跡等の遺構は地下に保存されている。指定地の85%程度を占める。

【第2種地区】史跡指定地の中で、3棟の民家とその周辺の畑地を中心とした区域である。本地区は圃場整備事業の対象外地域であり、発掘調査が実施されていない地域である。第1種地区で検出されている国庁城北辺の東西溝が、本地区にも延びていると推察される。



第13図 指定地第1種地区・第2種地区区分図（図中のNo.は表6に対応）

段丘上に広がる水田と国庁跡の背後の丘陵地の中間地にあたる。指定地を南側から望み見る際、国庁中心部跡と一体となる景観を構成するものとして大きな意味を持つ区域である。国庁の北辺を含む区域であり、指定域に占める割合は15%程度である。

第3節 保存管理の方法

(1) 第1種地区

現在は大半が農地であるが、事業計画に基づき順次公有化をすすめている。遺構を確実に保存することを第一義的に考え、現状変更等の取扱基準を定めるとともに、公有化の後は史跡公園として積極的な活用を図る。

(2) 第2種地区

南側から国庁跡を見た場合に景観的にも大きな意味を持つ区域として保存が図られる必要がある。また、現在の事業計画においては公有化区域には含まれていないが、必要に応じて公有化を図る場合もありうる。

第4節 現状変更等の取扱方針と取扱基準

史跡指定地における現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という）については、「文化財保護法第125条」に基づき、現状変更等の行為に関する適正な対応を行うこととする。史跡伊賀国庁跡の保存管理基準を次に示す。

表5 現状変更の取扱基準一覧

		第1種地区	第2種地区
現状変更の取扱方針		重点的に保護し、積極的な史跡の整備活用を図ることを前提に、現状変更の取扱を判断する。	遺構の保存と、史跡の景観への配慮を条件とし、現在の土地利用を尊重しつつ、現状変更の取扱を判断する。
現 状 変 更 取 扱 基 準	区画及び地形の変更	整備事業に関わる事業のみ、遺構の保存を条件に認める。	大規模な変更および遺構を損壊するおそれのある変更は認めない。
	農地	計画的に公有化を進める。公有化されるまでは、農地としての現況の土地利用を認める。 (ただし、遺構を損壊するおそれのある転地返しや、根菜の栽培は認めない。)	遺構の保存を条件に、農地としての現況の土地利用を認める。 (ただし、遺構を損壊するおそれのある転地返しや、根菜の栽培は認めない。)
	道路	現存するものの維持管理に伴う舗装もしくは修繕、整備事業に関わるもののみ遺構の保存を条件に認める。	現存するものの維持管理に伴う舗装もしくは修繕のみ遺構の保存を条件に認める。
	水路	現存するものの維持管理に伴う補修と、整備事業に関わるもののみ、遺構の保存を条件に認める。	現存するものの維持管理に伴う補修のみ、遺構の保存を条件に認める。
	上下水道	整備活用に関わる事業のみ、遺構の保存を条件に認める。	個人の生活に不可欠な事業と、整備活用に関わる事業のみ、遺構の保存を条件に認める。
	電柱・標柱等公共的工物	整備活用に関わる事業のみ、遺構の保存を条件に認める。	個人の生活に不可欠な事業と、整備活用に関わる事業のみ、遺構の保存と史跡の景観への配慮を条件に認める。
	その他の工物 (物置き、ビニールハウス、記念碑、説明板)	整備活用に関わる事業のみ、遺構の保存を条件に認める。	基礎掘削を伴わない事業のみ、遺構の保存と史跡の景観への配慮を条件に認める。
	住宅等建築物	整備活用に関わる事業のみ、遺構の保存を条件に認める。	建物の新築は、整備活用に関わる事業のみ、遺構の保存と景観への配慮を条件に認める。改築の場合は、担当部局と協議の上、遺構の保存と景観への配慮を考慮し決定する。
	庭木の植栽・植え替え	整備活用に関わる事業のみ、遺構の保存を条件に認める。	遺構の保存と、史跡の景観への配慮を条件として認める。
	立木の伐採	整備活用に関わる事業のみ認める。	遺構の保存を条件に認める。

ただし、前記の取扱基準にかかわらず、現状変更等については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合については、届出を要しないものとする。

ここで言う維持の措置、保存に影響を及ぼす行為について影響の軽微である場合とは、例えば
 ・土嚢の設置 ・窓ガラスの入れ替え ・瓦葺き替え ・立ち入り禁止標識の設置
 などを指す。ただ、瓦の葺き替えについては、色瓦を使用する場合は、景観への影響が大きい
 ため、この項には当てはまらない。

また、次の場合は日常の維持管理と考え、現状変更等には相当しない。

- ・田畑の起耕 ・田のくれ返し ・除草、草刈り ・庭木の剪定 ・既存の池の浚渫

第5節 史跡の公有化

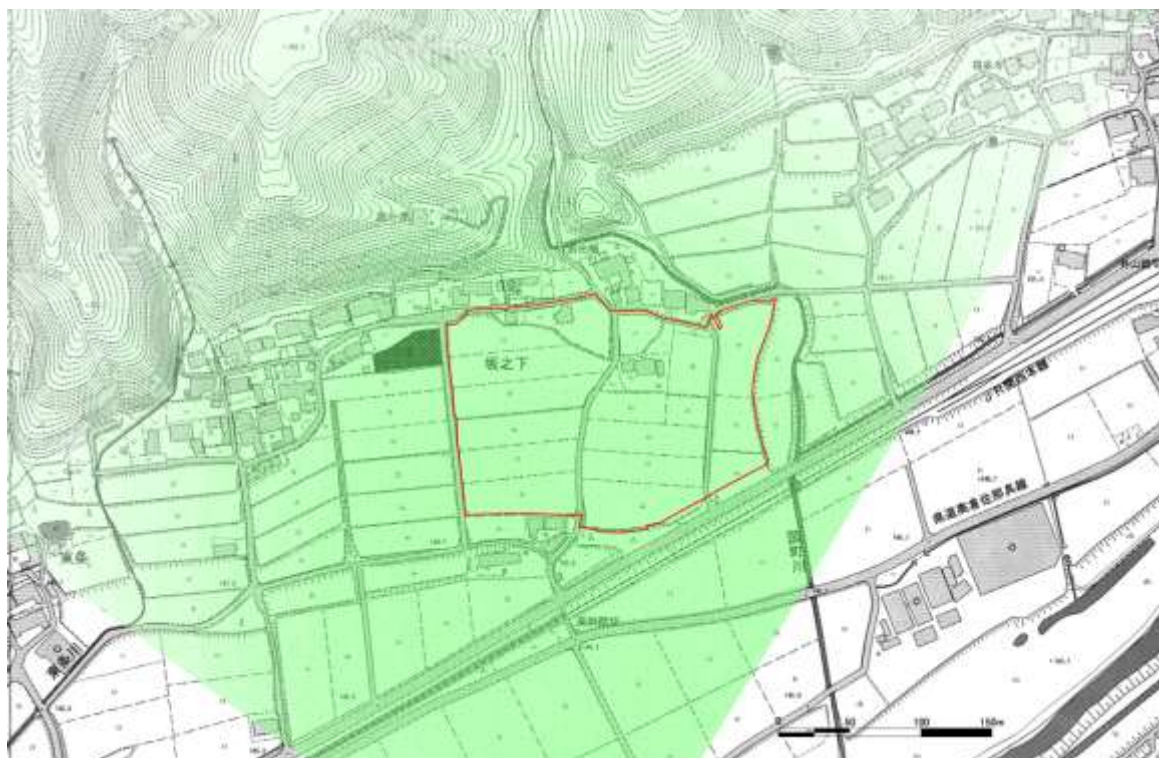
史跡としての伊賀国庁跡の保存と管理をより確実にを行うため、また、史跡公園として保存整備し、適切に公開・活用するために、管理団体としての伊賀市が計画的に公有化を図るものとする。指定地の中でまず対象とするのは、圃場整備事業が実施されている水田 14 筆 (24,316 m²) である。事業としては、基本的に国町地区→前田地区の順に、平成 22 年度から平成 27 年度にかけて毎年 2、3 筆程度の水田の公有化を順次進めていく。事業予定地の地籍は下表の通りである。(既に平成 22 年度に公有化済みのものも含む。)

表 6 公有化予定地一覧 (No.は第 13 図に対応する)

地図 No.	地 番	面積 (m ²)	地 目
①	三重県伊賀市坂之下字国町 707	1,072.00	田
②	三重県伊賀市坂之下字国町 710	1,597.00	田
③	三重県伊賀市坂之下字国町 711	1,886.00	田
④	三重県伊賀市坂之下字国町 712	1,754.00	田
⑤	三重県伊賀市坂之下字国町 713	2,465.00	田
⑥	三重県伊賀市坂之下字国町 721	875.00	田
⑦	三重県伊賀市坂之下字国町 722	1,182.00	田
⑧	三重県伊賀市坂之下字国町 724	1,951.00	田
⑨	三重県伊賀市坂之下字前田 689	2,028.00	田
⑩	三重県伊賀市坂之下字前田 691	1,799.00	田
⑪	三重県伊賀市坂之下字前田 692	1,866.00	田
⑫	三重県伊賀市坂之下字前田 693	2,171.00	田
⑬	三重県伊賀市坂之下字前田 694	2,119.00	田
⑭	三重県伊賀市坂之下字前田 695	1,551.00	田
		24,316.00	

第6節 史跡指定地周辺の保護管理指針

史跡地およびその周辺は、背後に砂防指定地を含む山林を有する集落および田畑を主たる構成要素として、既存の関係法令に基づき保全措置の調整を図っていく。また、特に指定地を南側から視認できる範囲は、北側の丘陵斜面を背後にして国庁跡が段丘上に立地する状況がよく窺え、山裾に広がる集落とよく調和している。史跡とその景観保全の観点から、地元自治会・関係部局との連携の元に史跡保護と営農による土地保全の共存を図り、史跡整備自体が周囲の景観との調和を損なうことのないよう努めるとともに、史跡の環境・美化に対する啓発活動を積極的に図るものとする。



第14図 史跡指定地周辺の景観保全範囲

第7節 公有化途上の保全・管理

本計画書の中で何度も触れてきたように、伊賀国庁跡は近年初めてその存在が明らかにされた遺跡・史跡であり、同じ府中地区に所在する御墓山古墳や、同時期の伊賀を代表する遺跡である伊賀国分寺跡に比べると研究の歴史の浅い遺跡であり、未だ解明されていない点も多い。

史跡指定地の中の約80%は公有化予定地であり、平成22年度から公有化事業を進めている。その事業の進展とともに、坂之下地区の水田のかなりの割合は、伊賀市の所有地となり、史跡およびその周辺集落の環境を保全していくためには、史跡公有地の適切な管理をしていくことが求められ、その範囲は年々広がることとなる。そのために、公有化事業実施前から計画していたように、田の畦畔部分については草丈が高くなる前に草刈り作業を行い、環境の保全に努めている。また、田の旧耕作部分については、トラクターによる「くれ起し」を何度も行うことによって、雑草が広がっていくのを防いでいる。旧耕作部分については、低い草花を植えることにより、雑草の防止や景観の美化を図ることも一案として考えられるが、その際には花種の選定等については十分検討する必要がある。

第4章 公有化完了後の整備

現在、史跡地南側に指定エリアと簡単な説明文を載せた案内看板を設置している。見学者は案内看板東側から史跡内を西方へ回遊する人が多いと思われるが、指定地内を北に向かう里道は未舗装であり、見学者、居住者の利便性を考慮した場合、国町地区東側の南北道の整備は不可欠と考える。

名阪国道、JR 佐那具駅より訪れる見学者については、案内看板を基点にした見学動線を想定しているが、現況は水田となっている区域が大半であり、そこに国庁が存在したということは、現地でも判然としない状況にある。そこで、遺跡の価値を顕在化させるためにも、南に向かいなだらかな傾斜地を造成し、政庁中枢部の遺構表示を実施し、広場、植栽、便益施設を配するようなイメージの遺跡公園化を図り、その中心の正殿に立った時、南の南宮山、少し東の御墓山古墳、南西の丘陵上の上野城跡を望むようなロケーションも確保していく必要がある。

また、広場部分については、市内の小学校の遠足地としても積極的に利用されることを目指し、校外学習や写生大会も実施できるような整備を実施していく。史跡公園は佐那具駅より徒歩5分程度の距離であることから、鉄道を利用した見学者・来訪者へのアピールを行い、児童・生徒の活動を『たより』等でフィードバックしていくことにより、リピーターの増加にも努めていく。そして、府中地区の文化財をつなぐウォーキングコースの基点としての位置づけを図るとともに、老若男女が世代を超えて集える公園としての利用を検討していく。

こういった点を踏まえて、平成 26 年度には保存整備計画の策定に着手していく予定である。これは公有化事業の完了を平成 27 年度と見通したことによるものであり、計画策定の事前調査・協議については、平成 24・25 年度より取りかかる。

表 7 史跡伊賀国庁跡事業計画案

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
公有化							
保存管理計画策定							
保存整備計画策定							
保存整備(仮造成含)							

第5章 管理・運営体制の整備と今後の課題

第1節 管理・運営の方針

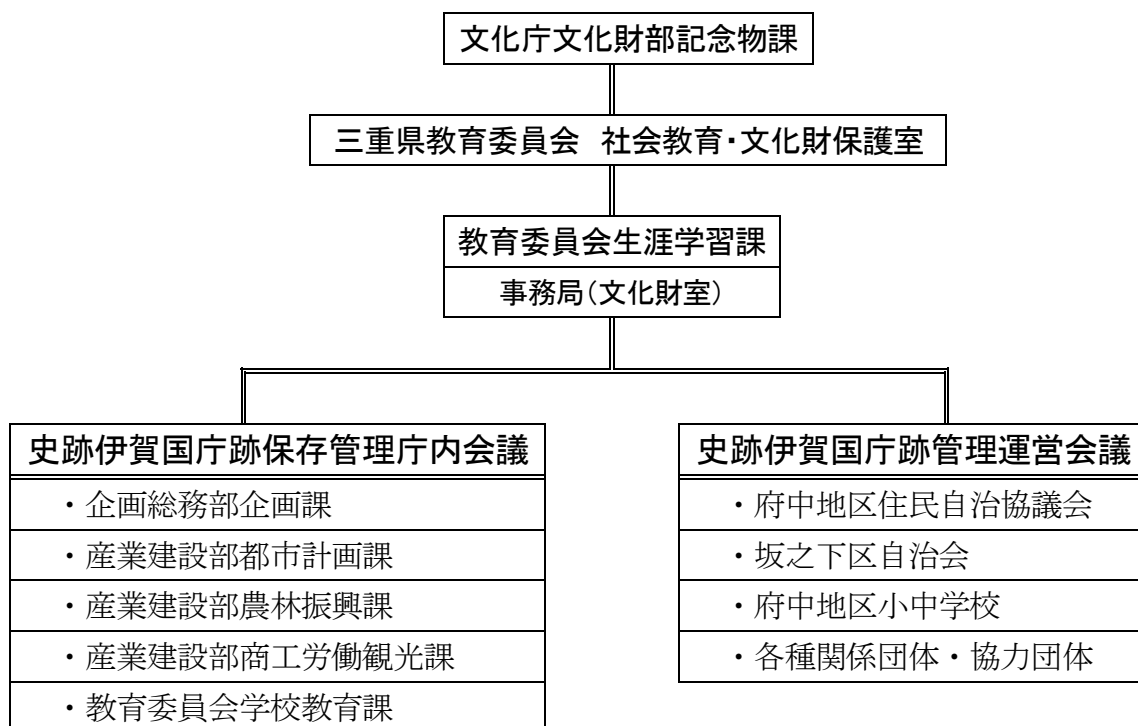
平成21年7月23日、伊賀国府跡の中の主要な遺構が残存する範囲が史跡指定されるとともに、同年9月16日に史跡伊賀国府跡の管理団体として伊賀市が定められた。このことにより、指定地は国民共有の財産として周知されることとなり、伊賀市が国府跡の保存・管理について責務を負うこととなった。

このことは、伊賀市が史跡の日常的な管理や現状変更等の許可に係る事務、整備活用事業実施の役割を担うことを示しているが、一方で、指定前の伊賀国府跡は集落の中で守られ、指定後は府中地区住民自治協議会主催による伊賀国府跡に関わる講演会、文化財ウォークといった啓発事業が継続的に行われるなど、地域の方々によって育まれている文化財とも言える。

こういった点を踏まえて、国民共有の財産である史跡を、今後も市民と行政の協働の中で保存・管理していくことが望まれる。つまり、地域のもの（財産）は、地域で守っていくという考え方に立ち、伊賀市としては史跡伊賀国府跡を有する自治母体としての府中地区住民自治協議会と管理面について協議を図り、実際の活用面についても、自治協議会及び地域住民との協働を図っていくことを目指す。

第2節 管理・運営の方法と体制

史跡地 30,586.17 m²のうち、24,316 m²は公有化予定地であり、残りの6,000 m²あまりは宅地、畑、道路、用水路であり、道路、用水路等は既に伊賀市の所有・管理地となっていて、各所管部



第15図 史跡伊賀国府跡管理・運営組織図

局で管理・保全を実施している。また、宅地、畑地については個人所有のものであり、地権者によって管理されている。

これに対して、史跡の公有化予定地については、恒久的な遺跡の管理が必要となる。遺跡整備事業実施前においては、田の雑草を押さえ、周辺の環境に悪影響を与えないような日常管理を実施していくが、公有化の後には史跡地の造成・整備に取りかかる予定である。遺跡整備においては、盛土造成し、地表面の段差をなくした傾斜地の史跡公園をイメージしているが、清掃・除草を主とした日常の管理が必要になってくる。また、伊賀国庁跡の認知度が上がるにしたがって、当地を訪れる見学者が増加していくことも予想される。こういった中で、施設の破損やゴミ処理といった新たな問題も生じるおそれもあり、日常的な課題にも対処できる恒常的な体制づくり、拠点づくりが必要となる。

こういった点から考えると、行政の中での体制づくりと、地域、各種団体を含めた連絡協議会的な体制づくりの両者が不可欠となり、その両輪がうまく回っていくような主軸の役目を文化財部局が担う必要がある。その中で、遺跡公園においては地元が主体となった「国庁見守り隊」（仮称）といったような組織を作り、日常管理を担当していくことが望まれる。

第3節 今後の課題

今回、国史跡として指定された地域あるいは公有化を実施する水田を含む伊賀国庁跡は、面積的にも坂之下集落のかなりの比率を占めている。国庁跡は集落と近接しているため、地元との共生なくして遺跡の保存・継承はありえないと考えられる。そのため、坂之下区および府中地区住民に国庁跡の意義を十分理解していただき、遺跡の保護を図っていくことが重要である。

遺跡の発見は、圃場整備事業に伴うトレンチ調査によるものであり、国府の中心部分については面的な調査が実施され、国庁の変遷も把握されているが、周辺の遺構については十分わかっていない箇所もある。特に、前田地区においては、国庁域の西限の正確な位置を確定するため、新たな発掘調査を実施することも必要となる。こうした調査成果を踏まえ、国庁の全体像を十分把握した上で、遺跡の保存整備に取りかかる必要がある。

また、国庁跡のおよそ南 5km の位置には、伊賀国分二寺の跡である伊賀国分寺跡と長楽山廃寺跡が並んで所在している。このように、国庁、国分二寺の所在がすべて確認されている国は極めて稀である。そのすべてが史跡指定を受けている伊賀市は、国庁跡と国分寺跡とを一体とした整備・活用を図るのに恵まれた条件を有している。国庁跡においては、律令期における古代伊賀国の情報発信の拠点として、遺物展示を含めたガイダンス施設の設置も望まれる。

一方、日常の管理についても、周辺の住民生活にストレスを与えるものであってはならない。史跡であることが周知されるにつれ、来訪者が増加することは好ましいことであるが、そのことが交通障害やゴミ問題等の悪影響を生ずることがあってはならない。こういった問題を未然に防ぐための条件整備や管理体制の構築を行い、史跡を有していることが、地域の誇りとなり、史跡公園の醸し出す空気が住民生活に安らぎを与えるような史跡公園化を図る必要がある。



国庁跡

国分僧寺跡(国分寺跡)

国分尼寺跡(長楽山廃寺跡)

写真 10 国庁跡・国分寺跡

【参考資料】

1 史跡伊賀国庁跡保存管理計画策定委員会規約

(設置)

第1条 史跡伊賀国庁跡の適切な保存及び活用と、次世代へ史跡を確実に継承していくため、史跡の保存管理の基本方針、方法、現状変更等の取扱基準等を定めた史跡伊賀国庁跡保存管理計画(以下「保存管理計画」という。)を策定するため、保存管理計画に関わる事項等について協議及び検討し、指導・助言するものとする。

(委員会)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから伊賀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 文化財に関する学識経験を有する者
- (2) 教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は平成22年12月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 最初に行われる委員会は、第4条第1項の規定にかかわらず教育委員会が招集することができる。

2 史跡伊賀国庁跡指定関係資料

○文部科学省告示第 113 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により、次に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成 21 年 7 月 23 日

文部科学大臣 塩谷 立

名称	所在地	地域
伊賀国庁跡	三重県伊賀市坂之下 字国町 字前田	353 番 1、353 番 3、353 番 4、355 番、356 番 1、356 番 2 のうち実測 45.56 平方メートル、701 番 1 のうち実測 535.44 平方メートル、702 番、703 番、704 番、705 番、706 番、707 番、708 番、709 番、710 番、711 番、712 番、713 番、719 番、720 番、721 番、722 番、723 番、724 番 289 番 1、289 番 4 のうち実測 8.77 平方メートル、289 番 5 のうち実測 64.00 平方メートル、289 番 6、290 番 1、290 番 2、689 番、691 番、692 番、693 番、694 番、695 番、696 番、697 番、698 番、699 番 右の地域に介在する道路敷、三重県伊賀市坂之下字前田 289 番 5 と同 290 番 4 に挟まれ同 289 番 1 と同 290 番 2 に挟まれるまでの道路敷を含む。 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を三重県教育委員会及び伊賀市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文化庁告示第 24 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 113 条第 1 項の規定により、次の表の上覧に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成 21 年 9 月 16 日

文化庁長官 玉井日出夫

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
伊賀国庁跡	平成 21 年文部科学省告示第 113 号	伊賀市（三重県）

3 関係法令抄

○文化財保護法

第 109 条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。（以下略）

第 113 条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第 119 条第 2 項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。（以下略）

第 115 条 第 113 条第 1 項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第 12 章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第 125 条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。（以下略）

第 168 条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
 - 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
 - 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

○文化財保護法施行令

第5条 (中略)

- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びりに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で3月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却
 - ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
 - ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
 - ニ 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
 - ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
 - ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）（以下略）

○三重県屋外広告物条例

第3条 次の各号に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。（中略）

- 2 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は同法第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同法第109条第1項若しくは第2項の規定により指定された地域又は同法第110条第1項の規定により仮指定された地域。ただし、いずれも地域を定めず指定されたものを除く。